

# 西坂税理士事務所だより

発行人 税理士 西坂 竹美

事務所 熊本市東区沼山津1-9-21  
〒861-2102 TEL (096) 214-7101  
FAX (096) 214-7102

## ヒント

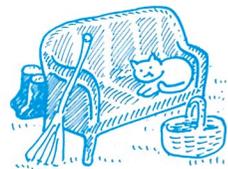
**もがけ!** 常勝の道を行ってきたように言われることもあるが、ほど遠い人生だったと、サントリーHD社長の新浪剛史氏は日本経済新聞に書いています。高校時代にバスケットボールの選手だったが、膝を痛め、大学時はマネージャー。外交官を志望したが果たせず総合商社に、社内留学制度で経営学修士取得を目指しハーバード大に挑んだが、社内の選考試験に二度も落ちた。留学中も苦勞した。

それぞれの場で、もがき続けた。生きることは、もがくことだ。もがいていれば、苦しい中にも、成否にかかわらず、「やってきてよかった」と思う時は必ず訪れる。その喜びを知っているから、「もがけ」「がんばれ」と言いたくなる。

## ヒント

## 税務 ミニガイド

国税庁の令和3年度分会社標本調査によると、全法人に占める欠損法人の割合は、61.7%です。営業収入金額は、1,478兆4,551億円（前年度比128兆3,608億円増）で3年ぶりの増加となり、所得金額については、75兆5,808億円（前年度比11兆7,939億円増）で2年連続の増加となっています。



弥彦山(新潟)

鎌形 久/オアシス

## インボイス

### 公共交通機関特例等

#### □インボイス制度開始

令和5年10月1日より、いよいよインボイス制度（適格請求書等保存方式）が開始されます。消費税の仕入税額控除の適用を受けるためには、簡易課税制度を選択している場合を除いて、原則としてインボイスの保存が必要となります。

ただし、例外的に公共交通機関の特例等に該当する場合は、インボイスの保存は不要で、帳簿記載のみで仕入税額控除の適用を受けることが可能です。

#### □帳簿のみの保存による仕入税額控除

次のような取引については、適格請求書発行事業者が行う事業の性質上、適格請求書を交付することが困難等の理由から、帳簿のみの保存で仕入税額控除の適用が認められることとなります。

- ① 3万円未満の公共交通機関による旅客の運送（公共交通機関特例）
- ② 3万円未満の自動販売機及び自動サービス機により行われる商品の販売等（自動販売機特例）
- ③ 郵便切手類のみを対価とする郵便・貨物サービス（郵便ポストに差し出されたものに限る）
- ④ 適格簡易請求書の記載事項（取引年月日を除く）を満たす入場券等が使用の際に回収される取引
- ⑤ 従業員等に支給する通常必要と認められる出張旅費、宿泊費、日当及び通勤手当等

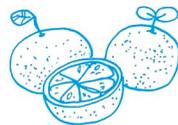
#### □公共交通機関特例

公共交通機関特例の対象となるのは、船舶による旅客の運送、バスによる旅客の運送、鉄道・軌道による旅客の運送で、航空機は対象外です。

3万円未満の判定については、1回の取引の税込価額が3万円未満かどうかで判定することになり、1商品（切符1枚）ごとの判定ではありません。したがって、新幹線の切符1人13,000



○名刺の始まりは7～8世紀の中国で、不在の訪問先に自分が訪問したことを伝えるために、刺と呼ばれる木や竹を削り名前を記した。日本は江戸時代に同様に和紙に名を書いた。ヨーロッパでもドイツが同様に使い、社交界でも使うようになった。人の名刺は捨てにくいので供養する処も、京都恵比寿神社は9月「名刺感謝祭」、東京神田明神は12月「名刺納め祭」。



円を4人分購入し52,000円支払った場合は、52,000円で判定する（対象外）こととなります。

#### □自動販売機特例

自動販売機特例の対象になるのは、代金の受領と資産の譲渡等が自動で行われる機械装置であって、その機械装置のみで、代金の受領と資産の譲渡等が完結するものをいいます。

具体的には、自動販売機による飲食品の販売、コインロッカーやコインランドリー等によるサービス、金融機関のATMによる手数料を対価とする入出金サービスや振込サービスなどが該当します。

ただし、小売店内に設置されたセルフレジを通じた販売のように機械装置により単に精算が行われているだけのもの、コインパーキングや自動券売機のように代金の受領と券類の発行はその機械装置で行われるものの資産の譲渡等は別途行われるようなものは対象になりません。

#### □出張旅費等・通勤手当等

出張旅費等は、通常必要と認められ、所得税が非課税となる範囲内のものが対象となりますが、通勤手当等については、通勤に通常必要と認められるものであれば所得税の非課税限度額を超えていても対象となります。

## NISAの抜本的な拡充と 恒久化について

NISA（少額資産非課税制度）について、令和5年度税制改正大綱によって、その仕組みが全面的に見直され、大幅に拡充されたうえで、制度が恒久化することとなりました。

### 1. NISAとは

通常、株式や信託投資などの金融商品に投資した場合、これらを売却して得た利益や配当に対して、約20%の税金がかかります。しかしながら、NISAは個人の資産運用を後押しするために作られた税制の優遇制度で「NISA口座」内では購入した株式や投資信託などの売却益や配当金が一定の範囲内で非課税となります。

### 2. 現在のNISA

現在は、株式や投資信託が購入できる「一般NISA」と長期の運用を想定して投資対象を一定の投資信託に限定した「つみたてNISA」が

あります。いずれも期限付きの措置で資産の購入額に上限が設けられています。「一般NISA」は投資期限が2028年までで非課税で保有できる期間は最長5年間となっていて、年間の購入額の上限は120万円です。一方、「つみたてNISA」は投資期限が2042年までで非課税で保有できる期間は最長20年間で、年間の購入額の上限は40万円です。この制度はどちらか1つしか選ぶことはできません。

### 3. 主な改正点

今回まとまった新たな制度では、長期の積み立てを目的に投資信託だけを購入対象とする「つみたて投資枠」と、上場企業の株式などを購入できる「成長投資枠」を設けます。新制度は2024年1月からスタートし、どちらも利用できるようにします。そのうえで、制度は恒久的なものとして、非課税で保有できる期間も無制限とします。また、年間の投資の上限額については、「つみたて投資枠」が120万円、「成長投資枠」が360万円とします。是非NISAの活用を再考してみてください。

## ナマの税務相談室

**Q** 大変ご無沙汰致しています。このたび親友が思わぬ交通事故に遭遇し突然に逝去致しました。

本日はその一事案をご教示頂きたく宜しくお願い致します。被相続人は不動産賃貸業を行っており、入居者から次のような契約で保証金を預かっていました。

- ① 賃貸契約開始日 平成19年3月1日
- ② 保証金 1,000万円
- ③ 前記保証金の償却額
  - イ 契約日から20年以内の解約 50%引き
  - ロ 契約日から20年超の解約 20%引き

このたび令和5年2月15日に相続が開始致しました。相続開始日では契約から15年が経過しています。仮に解約をした場合には返還保証金は500万円になります。

本日お伺いしたいのは相続税の申告にお

## 賃貸契約の保証金 と相続税

いて債務控除の金額を500万円で宜しいのかという質問です。

例えば、法人税法では契約時点で20%収益計上し、

80%は解約が発生するまでは負債に計上することとなると思います。

**A** それは大変ご愁傷さまでした。交通事故とは大変なことでございましたね。

さて、債務控除の問題ですが、当該保証金のうち相続開始の日において、当該賃貸契約を解約するものとした場合に返還すべき保証金の額に相当する部分の金額が相続税法14条に規定する確実な債務に該当するものと考えます。

なお、相続開始後において当該保証金債務のうち返還不要の金額が確定した場合には、その確定の都度、当該返還不要額に相当する部分の金額は当該建物および保証金債務を相続（承継）した者の不動産所得の収入金額として課税の対象とされることになるものと考えます。

## ナマの税務相談室

## 相続開始後の相続に 関わる手続上の期限

**相** 続手続きには期限付きのものが沢山あります。それらについて外観してみたいと思います。

**相** 続が発生した場合、相続人は相続の開始及び自己が相続人であることを知ってから3ヶ月(熟慮期間)以内に単純承認・相続放棄・限定承認の中からどれかを選択しなければなりません。熟慮期間の間に相続放棄または限定承認がされなかった場合は、単純承認したとみなされます。また、3ヶ月の熟慮期間中に被相続人の預金から現金を引き出して使うなどの行為があった場合は、単純承認をしたとみなされ、相続放棄や限定承認を選択することができなくなります。

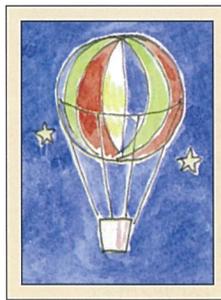
**相** 続人は、被相続人の相続開始年の1月1日から死亡の日までの期間の所得金額及び所得税額を計算して、相続の開始があったことを知ってから4ヶ月以内に準確定申告書を提出し、納税をしなければなりません。

**被** 相続人からの相続による取得財産に係る課税価格の合計額が、遺産に係る基礎控除額を超える場合、その財産を取得した人は、相続の開始があったことを知った日から10ヶ月以内に、相続税の申告書を提出し、納付をしなければなりません。遺留分侵害額請求権は、遺留分権利者が相続の開始および遺留分を侵害する贈与・遺贈があったことを知った時から1年間で時

効により消滅します。

**令** 和6年4月以後からは、所有権の登記名義人について相続の開始があった時は、その相続により所有権を取得した者は、相続の開始があったことを知り、かつ、所有権を取得したことを知った日から3年以内に、所有権の移転の登記申請をしなければなりません。遺産分割で所有権を取得した際は、分割の日から3年以内の登記申請も義務づけられています。

**令** 和5年4月以後は、遺産分割協議に関して、特別受益と寄与分の主張をすることができる期間を相続開始の時から10年とするという内容の期限が設けられており、その結果、遺産分割協議に実質的に10年の期限が設けられる事になりました。相続人全員同意がない限り、法定相続分でしか遺産分割することができなくなりました。



今ないものについて  
考えるときではない。  
今あるもので何が  
できるかを考えてみよう。

(ヘミングウェイ)

### 9月の税務メモ

(国税)

(地方税)

- 8月分源泉所得税の納付(特例適用者を除く)
- 7月決算法人の確定申告
- 5年1月決算法人の中間(予定)申告

11日  
10月2日

- 8月分個人住民税特別徴収分の納付
- 7月決算法人の確定申告
- 5年1月決算法人の中間(予定)申告

★法人税予定納税額が10万円以下は申告省略です。